

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書の訂正報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の2第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成25年3月12日

**【事業年度】** 第112期(自平成22年2月1日至平成23年1月31日)

**【会社名】** 株式会社 東京楽天地

**【英訳名】** TOKYO RAKUTENCHI CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 取締役社長 山田 啓三

**【本店の所在の場所】** 東京都墨田区江東橋四丁目27番14号

**【電話番号】** 03(3631)5195(経理部)

**【事務連絡者氏名】** 経理部長 岡村 一

**【最寄りの連絡場所】** 東京都墨田区江東橋四丁目27番14号

**【電話番号】** 03(3631)5195(経理部)

**【事務連絡者氏名】** 経理部長 岡村 一

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成23年4月28日に提出いたしました第112期有価証券報告書（自平成22年2月1日至平成23年1月31日）の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

【注記事項】

（賃貸等不動産関係）

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第5 【経理の状況】

1 【連結財務諸表等】

【注記事項】

（賃貸等不動産関係）

当連結会計年度(自平成22年2月1日至平成23年1月31日)

（訂正前）

当社および一部の子会社では、東京都において、賃貸用の商業施設等（土地を含む。）を有している。なお、賃貸用の商業施設等の一部については、当社および連結子会社で使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としている。平成23年1月期における当該賃貸等不動産および賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する賃貸損益は、2,897,635千円（賃貸収入は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）である。

また、当該賃貸等不動産および賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の連結貸借対照表計上額、当期増減額および連結決算日における時価は、次のとおりである。

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価 (千円)
前連結会計年度末残高 (千円)	当連結会計年度増減額 (千円)	当連結会計年度末残高 (千円)	
16,795,259	2,382,320	19,177,580	43,576,673

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額である。

2. 主な変動

増 加	北新宿ビル取得	1,520,860千円
	六本木ビル取得	1,236,418千円
減 少	減価償却	494,082千円

3. 時価の算定方法

主として社外の不動産鑑定士による不動産評価に基づく金額である。

(追加情報)

当連結会計年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)および「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用している。

(訂正後)

当社および一部の子会社では、東京都等において、賃貸用の商業施設等(土地を含む。)を有している。平成23年1月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、2,897,635千円(賃貸収入は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上)である。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当期増減額および連結決算日における時価は、次のとおりである。

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価 (千円)
前連結会計年度末残高 (千円)	当連結会計年度増減額 (千円)	当連結会計年度末残高 (千円)	
19,398,053	3,277,873	22,675,927	43,576,673

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額である。

2. 主な変動

増 加	北新宿ビル取得	1,598,536千円
	六本木ビル取得	1,236,418千円
減 少	減価償却	960,700千円

3. 時価の算定方法

主として社外の不動産鑑定士による不動産評価に基づく金額である。

(追加情報)

当連結会計年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)および「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用している。